未定稿

素案

第2次 京都府人権教育·啓発推進計画(仮称)

~ だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして ~

目 次

1 国際的な人権尊重の流れ
2 国内の動向 2 3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況 3 第2章 計画の基本的な考え方 5 1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況 3 (第2章 計画の基本的な考え方 5 1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 (第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
第2章 計画の基本的な考え方 5 1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
1 計画改定の趣旨 5 2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
2 計画の目標及び性格等 6 (1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
(1) 計画の目標 6 (2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
(2) 計画の性格 6 (3) 計画期間 7 (4) 人権教育・啓発について 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
(3) 計画期間. 7 (4) 人権教育・啓発について. 7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針. 8 第3章 人権問題の現状等. 9 ○ 同和問題. 10 ○ 女性. 12 ○ 子ども・青少年. 14 ○ 高齢者. 16
(4) 人権教育・啓発について. .7 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針. .8 第3章 人権問題の現状等. .9 ○ 同和問題. .10 ○ 女性. .12 ○ 子ども・青少年. .14 ○ 高齢者. .16
3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 8 第3章 人権問題の現状等 9 ○ 同和問題 10 ○ 女性 12 ○ 子ども・青少年 14 ○ 高齢者 16
第3章 人権問題の現状等 9 〇 同和問題 10 〇 女性 12 〇 子ども・青少年 14 〇 高齢者 16
O 同和問題.10O 女性.12O 子ども・青少年.14O 高齢者.16
O 女性
O 女性
〇 子ども・青少年
O 高齢者16
○ 障害のある人17
〇 外国人19
○ 感染症・ハンセン病患者等
○ 犯罪被害者とその家族
<社会情勢の変化等により顕在化している人権問題> 25
O インターネット社会における人権の尊重
O 自殺を防ぐことのできる社会づくり
O 安心して働ける職場環境づくり27
<さまざまな人権問題>29
O ホームレス29
O 性的少数者
○ 叫ねぬうて山部したし マノマのしゅ 低風マ 謹壹明時 ○○
〇 刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題

第 4	章	人権教育・啓発の推進3	32
1	ォ	5らゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	33
	•	保育所・幼稚園・認定こども園	
	(2)	学校	
	(3)	地域社会	
	(4)	家庭	
	` -,	企業・職場	-
2	· - /	、権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	
_	(1)	教職員・社会教育関係職員	
	(2)	医療関係者	
	(3)	保健福祉関係者	
	(4)	消防職員	
	(5)	警察職員	
	(6)	公務員	
	(-,	マスメディア関係者4	
3		音導者の養成	
4		、	
5	-	り果的な手法による人権教育・啓発の実施4	
6		査・研究成果の活用4	
7			
,	11-		• •
第 5	草	計画の推進4	15
1	計	ト 画の推進体制	45
	(1)	···・・································	45
	(2)	国、市町村、民間団体等との連携・協働4	45
2	計		46

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)、「すべての人間は、 生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする 「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年(平成6年)には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、2006年(平成18年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れのなかで、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年(平成18年)に、障害者権利条約が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年(平成17年)~2009年(平成21年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年(平成22年)~2014年(平成26年))に基づく取組が推進され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)~2019年(平成33年))の取組が進められています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

我が国固有の問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月には、人権教育のための国連10年の取組を 推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997年 (平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

1996年(平成8年)12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号) (以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)に策定された「人権教育・啓発に関する 基本計画(以下、「基本計画」という。)」により、様々な人権問題について、人 権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、個別の人権問題についても、子ども、高齢者、障害のある人に対する 虐待防止のための法律や、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准 に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の 制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策法」など、様々な人権問題 に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、

命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動など のかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

今後も、こうした人々の意識や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・ 啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画(以下、「京都府行動計画」という。)」を策定し、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画(以下、「推進計画」という。)」を策定し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策を積極的に取り組んできました。

推進計画策定後は、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、2005年(平成17年)5月に設置した、外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において、評価・検証を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを行ってきています。

こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的 に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に 特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施してきました。

また、府内の全市町村においても同様に計画が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せてきています。

2011年(平成23年)及び2014年(平成26年)に実施した府民調査(以下、「府民調査」という。)によると、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合は、2001年(平成13年)調査から大きく増加しているほか、人権問題別では、「女性」「子ども」「高齢者」など、多くの項目で「人権が尊重されていると感じる人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。

一方で、「京都府民一人ひとりの人権意識が高くなっている」と感じる人の割合が2001年(平成13年)調査からやや減少しているほか、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえます。また、「最近5年間に人権啓発に関する研修会等に参加した経験のある人」は人権意識の高さがうかがわれるものの、その割合は約15%に留まっており、今後も引き続き、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

こうした状況等も踏まえ、世界人権宣言採択の周年事業として実施している京都アピールについて、65周年に当たる2013年(平成25年)11月3日にも、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、「世界人権宣言65周年京都アピール」を発表しました。

このアピールは、東日本大震災を踏まえて、いのちの絆を大切にし、力を合わせて、一人ひとりの尊厳と人権を守るために、人と人がつながり、支え合う社会を築いていくことの必要性について訴えるとともに、「いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実り」である「人権文化」を実らせ、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由と平等にあふれた社会の実現をめざして前進しようと呼びかけたものであり、今後とも、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに 持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることの ない基本的権利とされています。

京都府では、府政運営の指針である「明日の京都」において、めざす社会の姿の 実現に向けた基本方向として人権尊重を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けた様々な取組を推 進しています。

そのための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に策定した「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、2005年(平成17年)1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に係る施策を、総合的かつ計画的に進めてきたところであり、府民調査結果等からは、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえます。

一方で、配偶者からの暴力や、子どもや高齢者、障害者等への虐待、同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別などが依然として存在しているほか、人々の意識の変化等により、人権問題は多様化、複雑化しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、新たな問題も顕在化してきました。

こうした情勢や、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な 取組を推進していくことが必要であり、そのための基本的指針として、「新京都府 人権教育・啓発推進計画」を「第2次京都府人権教育・啓発推進計画」として改定 するものです。

(1) 計画の目標

「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

「人権という普遍的文化を構築すること」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことであると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

① 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれており、一人ひとりが、社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

② 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

③ 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと 一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、支え合いながら、だれ もがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現を目指します。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号) 第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の 推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の計画期間は2016年(平成28年) 1 月から2026年(平成38年) 3 月までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 人権教育・啓発について

国連の「人権教育のための世界計画」第3フェーズ行動計画においては、人権教育の定義について、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」をいいます。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、推進計画に基づき取り組んできた成果を踏まえて、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていけるための態度や技能を身につけることができるとともに、社会に参画した一人ひとりが、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の 実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った 視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深く かかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めるこ とが必要です。

例えば、日常生活の中にある伝統や文化等については、様々な生活の知恵や伝えていきたいものも多くありますが、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。 我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なおさまざまな人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じる背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等の他に、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられるとされています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに、他者の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々を支えていくという視点から、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している各問題に加え、「社会情勢の変化等により顕在化している人権問題」や「さまざまな人権問題」として、多様な問題を整理して記載しています。

【これまでの取組】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという問題である。」という認識を示しました。

京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別対策事業の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進められ、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は概ね解消されるなど、様々な面で存在していた同和地区内外の格差は大きく改善されてきました。2002年(平成14年)3月の特別対策事業の終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が失われることのないよう留意するとともに、地域改善対策協議会の意見具申(1996(平成8)年)が示した基本認識のもと、生活実態上の課題としては、教育、就労、福祉等の解決に向け、現行制度を的確に運用して取り組んできました。

【現状と課題】

府内の状況をみると、全体として少子高齢化が一層進んでいますが、府内のそれ ぞれが多様な地域事情であることから、課題も異なっていると思われます。

また、同和地区出身者に対する差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、府民調査においては、結婚にかかわる問題や、住宅購入の際に同和地区への忌避意識などがうかがえ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正請求事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化する場合があり、引き続きその解消に向けた取組が重要です。

こうしたことから、今後とも、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、同和地区内外の交流を通して、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組の一層の促進が必要です。

【今後の取組の方向】

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996(平成8)年)が示した基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、生活実態上の各地域の課題解決に向けて、それぞれの地域の状況を踏まえ、引き続き現行制度を的確に運用して取り組みます。

同和問題解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切です。人権教育においては、基礎学力の定着・希望進路の実現に向けて、一人一人を大切にしたきめ細かな教育の推進に努めます。

人権啓発においては、広報活動や、周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして

幅広く活用されてきた隣保館における活動が引き続き重要です。

隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて地域ごとのニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

また、差別意識や偏見を解消するため、今後とも、人権尊重の視点から、市町村と連携した取組を一層進め、効果的・積極的な啓発活動を推進するなど人権教育・啓発の更なる充実を図っていきます。

それぞれの地域においても、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数は、2014年(平成26年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は142か国中104位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

2013年(平成25年)の京都府の調査で、29.7% (男性21.7%、女性37.2%)の人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答するなど、暴力被害は重大な問題です。

京都府配偶者暴力相談支援センター(京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター)におけるドメスティック・バイオレンス(DV)相談件数は、2014年度(平成26年度)6,944件であり、増加傾向にあります。

京都労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は、2013年度(平成25年)97件となっています。2014年(平成26年)の日本労働組合総連合会におけるマタニティハラスメントの調査では、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人(26.3%)が「被害を受けたことがある」と回答しています。

【今後の取組の方向】

(条例に基づく施策の推進)

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「京都府男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定・実施することを通して、様々な分野で女性の参画や能力発揮が進むとともに、女性の人権が尊重される社会の実現に努めます。

(配偶者等からの暴力等への対策)

ドメスティック・バイオレンスについては、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発や相談、一時保護、自立支援など被害者の支援に取り組みます。

また、交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう 啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進し ます。

元配偶者や元恋人の裸の写真などをインターネットに流出させる等の嫌がらせ 行為(リベンジポルノ)の被害者は女性が多くなっており、警察などの関係機関と の連携により、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

(ハラスメント対策)

府内企業の経営者や管理職等へセクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメントなどの研修を行うなど、人権教育・啓発を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

(ストーカー対策)

ストーカー行為について、男性の被害もありますが、被害者の多くは女性であり、 警察等の関係機関と連携し被害者への適切な支援に努めます。

(女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいて、就業と保育のワンストップ支援を行います。

経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議」のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業支援等に取り組み、女性の活躍のさらなる加速化に努めます。

女性の船事業による地域の女性リーダーの育成やプラットフォームづくりにより、地域で女性が活躍できる環境を整備します。

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらしています。

家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しています。また、 地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

子どもの貧困率が平成24年時点で過去最高の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしています。

重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)については、京都府の児童相談所への児童虐待相談件数が近年急増しています。

子どもにとって重大な人権侵害であるいじめ・体罰は、依然として深刻な問題です。また、情報通信技術の急速な発展により、SNSでのいじめなど、新たな形態で、被害者や加害者になる事態が生じています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなどの犯罪も増加 しており、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

「子どもの権利条約」において、子どもは、権利行使の主体として保障されるべきものとされていますが、依然として子ども自身が権利の主体であることは、十分に認識されていません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい 理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として理解し、人とし て成長できる環境づくりが必要です。

【今後の取組の方向】

(育成環境の整備)

子どもや青少年の意思が尊重され、豊かな人権感覚を備えた人間として成長して いける環境づくりを推進します。

家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援します。 また、青少年の自主性や主体性を尊重した育成施策を実施します。

(児童虐待防止)

児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる取組を推進します。

子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

(いじめ、体罰等への対策)

体罰の根絶に向けた具体的取組や教職員への研修を徹底します。

京都府いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き努めます。また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。

(児童ポルノ対策)

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014年(平成26年)に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

(子どもの貧困対策)

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を進めます。

(啓発の推進)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

いわゆる「団塊の世代」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、府民の総人口に占める65歳以上の割合は、25.7%となっています。

今後も高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知 症などによる介護を要する高齢者は、さらに増加すると予測され、地域で高齢者が 孤立しないための環境づくりが必要です。

高齢者に対しては、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体 拘束等により、人権が侵害されるといった問題が発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある元気な高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

【今後の取組の方向】

(計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕」に基づき、医療・介護・介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

市町村高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の推進を広域的視点から支援します。

(権利擁護)

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のための取組を推進するとともに、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、市町村の取組を支援します。

(社会参加)

働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加し、生きがいも多様化することから、 雇用・就業機会の確保など、高齢者が生涯現役で社会参加し続けられるための取組 を推進します。

(福祉のまちづくり)

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、京都府高齢者情報相談センターにおける法律上も含めた様々な相談の対応や高齢者の人権についての啓発に努めます。

「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」の考え方は、日常生活に 浸透してきていますが、障害についての十分な知識がないために、障害のある人や その家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けたり、障害 のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。 特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層 の推進が必要となっています。

障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる 共生社会の実現を目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が平成27年4月1日より施行されています。

【今後の取組の方向】

(共生社会の実現に向けた取組)

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するため、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や、「京都府障害者基本計画」に基づいた取組を推進します。

(権利擁護)

障害のある人の権利擁護に向けた取組を推進するとともに、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、市町村の取組を支援します。

(自立支援)

障害及び障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進します。

(社会参加)

京都府の障害者雇用率は、全国平均を上回るものの法定雇用率を下回っていることから、障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

障害のある子どもたちの自立と社会参加が果たせるように、学校における就修学 支援、就職支援を図り、就職率の向上に努めます。

(福祉のまちづくり)

「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を勘案しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

(正しい知識の普及・啓発)

障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から 生じる人権侵害の防止に努めます。

京都府における外国人登録者数は、2014年(平成26年)末で51,554人で10年前と比べると約8%減少していますが、京都府人口の約2%を占めており、全国平均の1.62%(2013年)より、高い比率となっています。

国籍別では、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカなどの人々となっています。また、中国、ベトナム、タイ、インドネシア籍を中心に、新たに渡日した外国籍府民の数が増加しており、留学生数も増加傾向が続いています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の 違いから、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が 不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されており、特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるへイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は、許されないという人権意識を広めていく必要があります。

京都府では、(公財)京都府国際センターが中心となって、災害時における支援体制の構築に努めるとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行い、府民の国際理解の促進、外国籍府民とともに暮らす地域づくりのための取組を推進しています。

外国につながりを持つ国籍や文化、習慣など様々な背景を持つ子どもや保護者が増えてきているところであり、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など、地域に定着するための教育・生活支援がますます必要となっています。

学校においては、外国籍児童生徒に関する指導の指針を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に生きようとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の学力の向上と進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を一層推進しています。また、(公財)京都府国際センターにおいては、子どもや保護者をサポートしている支援者の負担を軽減するため、多言語による各種情報の整備・発信、研修等を実施するとともに、ボランティアの短期派遣を通じた啓発を実施しています。

【今後の取組の方向】

(施策ニーズの反映)

外国籍府民が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となるため、各種懇談会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めます。

(多文化共生社会に向けた取組)

京都府や(公財)京都府国際センターをはじめ、府内市町村、国際化協会と連携・協働で多国籍府民をサポートしている府民や団体への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向け様々な機会を通じて府民啓発の取組を推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍による差別を許さないまちづくりを推進します。

(地域に定着するための生活支援及び就修学支援)

(公財) 京都府国際センターが中心となって、府内市町村、国際化協会やNPO団体と協働で、引き続き、外国籍府民に関する災害時支援体制の構築などに努めるとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行います。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援にも努めるなど、府民の国際理解の促進、外国籍府民とともに暮らす地域づくりのための取組を推進します。

外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、指導方法の提供や通訳の派遣など、 学校現場への支援に努めるとともに、日本語を母語としない児童生徒への教育の充 実を図ります。

(啓発の推進)

多文化共生の実現を目指し、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍府民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、市町村等と連携しながら、効果的な啓発を実施します。

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する 医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、 公的な相談体制の整備等を通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進し ています。

また、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題もあり、諸対応が 推進されています。

(エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群))

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況であり、最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」とし、集中的に普及啓発に取り組むなどしているところです。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策に関わる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年(平成15年)においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

【今後の取組の方向】

(エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群) についての啓発の推進)

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに 対する正しい知識の普及に努めます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

(ハンセン病についての啓発の推進)

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

犯罪被害者やその家族は、事件による直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる心身の不調、司法手続や周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、法律・医療及び関係行政機関等を含めたネットワークシステムを構築し、平成20年1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を立ち上げました。

2014年(平成26年)4月までに京都府内全市町村に犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町村での支援制度は確立されましたが、更なる制度の充実や府民への周知が必要です。

性暴力被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るための相談窓口の整備が必要です。

【今後の取組の方向】

(犯罪等発生直後の支援活動の充実)

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるともに、傷害等の身体犯被害者への初診料等の公的負担制度の充実、被害直後一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

(初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れることを目的とした「京府犯罪被害者サポートチーム」の活動の中で、犯罪被害者等の心情に配意しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進めるとともに、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化と総合的な支援を行います。

(民間支援団体への支援、民間支援団体と連携した支援)

民間支援団体である(公社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接 支援等に対する支援を行うとともに、民間活動団体等との連携により、迅速かつ適 切な支援を行います。 行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」を設立し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

(犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図ると共に、「犯罪被害者週間」(11月25日~12月1日まで)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する府民理解の促進を図ります。

学校における「いのちの大切さ」等に関する教育を推進し、犯罪被害者等の人権 問題を含めた人権教育を推進します。

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や、SNSなど様々なサービスにより、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・ 集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネット いじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々 な問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行されたプロバイダ責任制限法では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

京都府では、インターネットを利用する機会の多い青少年のネットトラブル相談窓口を設置したほか、市町村や関係機関とも連携して相談機能の強化に取り組んでいます。

また、書き込み等へのネット監視により、いじめなど人権侵害の把握に努めていますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【今後の取組の方向】

(悪質な情報発信への対応)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、法務局や他都府県等と連携して当該情報等の削除要請を申し入れるなど個別的な対応を図ります。

インターネットに関しては、日々、新たな技術やサービスが開発されており、市町村や関係機関とも連携し、最新の状況の把握と、地方公共団体において取り得る対応策の推進に努めます。

(啓発の推進等)

安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの 向上を図り、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げられ るよう、教育・啓発を推進します。

子どもたちを有害な情報から守るためのフィルタリングや、インターネットを適切に利用するための知識を一層普及していきます。

また、権利が侵害され、削除要請などの相談があった場合に、被害者が行える具体的対処方法について、警察や法務局、市町村等と連携して検討を進め、より効果的な助言ができるよう対応の充実に努めます。

個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して 社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正 アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

【今後の取組の方向】

(適正な取扱い)

京都府においては、京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に努めます。

(身元調査)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、 結婚や就職において不利益を生じさせることから、府民や事業者が自ら身元調査を 行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー を侵害するおそれがあることについての啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍 謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生 したことから、「事前登録型本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、制 度の普及に向けて今後も引き続き市町村を支援していきます。

自殺を防ぐことのできる社会づくり

【現状と課題】

府内の自殺死亡率は、全国的にみて比較的低い状況ですが、それでもなお多くの 方が自ら命を絶っている状況にあります。自殺は、その多くが防ぐことができる社 会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んで行く必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族の方々は偏見に苦しんでおられます。

こうしたことから、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであり、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進していくために、京都府自殺対策に関する条例を平成27年3月に制定しました。

【今後の取組の方向】

(条例に基づく施策の推進)

京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた方の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

(人材の確保、養成)

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成など自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

(相談その他の支援の提供体制の充実)

市町村や関係団体等との連携の下に、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い方に対して適切な対処を行う体制を充実しますとともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

(啓発の推進)

京都いのちの日(毎年3月1日)を中心に3月に府民の理解促進、自殺予防の取 組等を集中的に実施します。

安心して働ける職場環境づくり

【現状と課題】

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

京都府では、関係機関との連携のもとで、「京都 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」を策定し、オール京都が一丸となって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進しています。

また、職場でのセクシャルハラスメントや立場の優位性を利用して、人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメントが問題となっているほか、労働者、特に若者を大量採用し、長時間・過重労働、賃金不払残業やパワーハラスメントなどによる過酷な働き方を強いて大量離職に至らせるような、若者の使い捨てが疑われる企業が社会問題化しています。

【今後の取組の方向】

(ワーク・ライフ・バランスの取組)

「京都 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」に基づき、オール京都が一丸となって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進します。

取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、職場の環境整備を行います。

(ハラスメント対策)

パワーハラスメントやマタニティハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業ではたらく人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーにより、意識啓発に努めるとともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行います。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、 法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署への申告などの解決機関 へ誘導します。

(就労環境の改善)

労働者、特に若者を大量採用し、長時間・過重労働、賃金不払残業やパワーハラスメントなどによる過酷な働き方を強いて大量離職に至らせるような、若者の使い捨てが疑われる企業について、違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンスの徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向け取り組みます。

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や 仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多く あります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

京都府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「ホームレス特措法」という。)」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、府民の理解と協力を得て、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が2015年(平成27年)4月に施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市(福祉事務所設置自治体)と連携を図りながら、ホームレス等生活困窮者の自立支援を推進します。

性的少数者

同性愛者、両性愛者、性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人等の性的少数者の人については、誤解や偏見から、差別を受けることがあります。

性的少数者であることを理由とする差別的取扱いは不当なことであるという認識や、その権利を保障する動きは、同性同士の結婚を認める国が増加するなど、世界的に広がりを見せています。

性的少数者に対する社会の理解は未だ十分とは言えず、社会生活の様々な場面で、 偏見や差別を受けることがあり、その解消に向けた取組が必要です。

なお、性同一性障害については、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類に位置付けられており、2004年(平成16年)には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、一定の条件を満たす場合は、戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

性同一性障害を始め、性的少数者が学校や地域などで安心して暮らしていけるよう、正しい理解と認識を広げるための啓発の推進に努めます。

刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子(嫡出でない子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があります。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国際識字の10年」を通して、取組が推進されてきており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、この計画においても取組を推進します。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には本府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮 人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致 問題の早急な解決を強く要求しています。

国は2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であ り、その関心と認識を深めることが重要です。

京都府においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、国や市町村とも連携して、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成26年9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりを進めています。

今後も、府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日~16日)を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努めるなど、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進します。

ここで取りあげた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などの災害においては、 高齢者や障害者、乳幼児など災害時要配慮者の被害が多く発生しており、その避難 対策は喫緊の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援 できるよう、防災訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備等の取組を推進する 必要があります。

今後、社会状況の変化に伴い様々な人権問題が顕在化することも予想されます。 京都府としては、常にその状況に留意し、この計画を通じて取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分を含めた人権の延長線上に他者の人権があるという認識のもとに一人 ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、様々な場や機会を通じ、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した取組を進めます。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の 視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めます。

【課題】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、保育現場では多様な職種の活躍 が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員にも、人権問題、人 権教育に関する研修をすることが必要です。

【取組の方向】

他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、 研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

学校においては、「学習指導要領」や「教育振興プラン」等に基づき、国・府・市町村が相互に連携しあいながら、自ら学び、考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくみ、あらゆる教育活動を通した人権教育を推進していきます。

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、学力の充実・進路保障、人権学習の充実、児童生徒の集団の中での人間関係づくり、家庭・地域社会・関係諸機関との連携、教職員の人権意識の高揚を5つの柱として取り組んでいきます。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次~第三次とりまとめ]」に沿って、「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「教職員人権研修ハンドブック」等を活用し、人権教育推進上の視点を明らかにして取り組んでいきます。

府民調査結果では、効果的な人権啓発手法に役立つものは「小・中学校など学校での人権教育」がもっとも高く、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の重要性は、「学校における人権教育を充実させる」ことがもっとも高くなっているということを踏まえて取組を進めます。

【課題】

教員の大量退職・大量採用のもとで、引き続きすべての教職員が人権尊重の理念 について理解・体得するとともに、経験の浅い教員も不安なく人権教育に取り組む ことが必要です。

児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成する教材の開発と共有が必要です。

社会状況の急激な変化とともに、新たに生じた人権問題に適切に対応するための教職員の資質向上が必要です。

子どもを巡る人権上の課題が非常に複雑化・多様化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見からの支援やケアが必要です。

【取組の方向】

(学習内容・指導方法)

人権教育資料等の積極的な活用を促し、参加的な学習、協力的な学習、体験的な学習など学習内容や指導方法の一層の工夫・改善に努めるとともに、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

アクティブラーニングの手法や探究的方法を取り入れた課題解決的な学習を推進します。

「法やルールに関する教育」やシティズンシップ教育、「ふるまいの教育」と効果的に関連づけながら人権教育・啓発に取り組みます。

(研究実践成果の活用)

人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、 成果を府内全体の学校に波及させるよう努めます。

既刊の資料等を活用し、「個別的なアプローチと普遍的なアプローチ」「教科の 学習と人権学習」などの2つの視点を適切に組み合わせた優れた取組を各校が共有 し、人権教育の一層の充実を図ります。

(就修学と進路の保障)

児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保 障を進めるために、学校がチームとして取組を推進します。

子どもを巡る現代的課題に対応するために、教職員をサポートする福祉の専門家、スクールソーシャルワーカー、心理の専門家やスクールカウンセラーなどと協働して取組を推進します。

(多様な体験活動の実施)

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自尊感情を高めるために、多様な体験活動の機会の充実に努めます。

(研修の深化と人権に配慮した環境づくり)

状況変化を踏まえた教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。

各学校が、人権に配慮した教育活動等に努め、子どもたちが安心して楽しく学ぶ ことのできる環境づくりに努めます。

私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、 人権教育資料の提供などを通して支援します。

(3) 地域社会

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の 構成員としての自立を促す大切な場であり、生涯学習の振興のための各種施策等を 通じて、人権に関する学習の一層の充実を図ります。

【課題】

地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

また、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、様々な体験活動を通して地域の交流を促進する取組など、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の研修等について、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分なために、参加型学習が体験に終始しがちであるなどの課題が指摘されています。

【取組の方向】

(学習機会の提供)

様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習 センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点として、人権に関する多様な学習機 会の提供を支援します。

(指導者の資質の向上)

参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権上の課題に応じた研修を実施し、地域社会において人権教育を推進していくため、指導者の資質向上に努めます。

(学習教材の作成・整備)

学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れた人権教育指導資料等の作成に努めます。

生涯の各時期に応じて、各団体等や組織等において人権に関する学習を支援するよう、視聴覚ライブラリーの充実に努めます。

府内の各地域における取組等を交流することにより、活用状況や取組内容についての啓発に努めます。

(多様な体験活動の実施)

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など 人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

一方で、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害についての認識の広がりから、2000年(平成12年)に児童虐待防止法、2001年(平成13年)にDV防止法が施行され、その後も改正が行われてきているところです。

親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、啓発資料や学習機会の提供を通して、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援します。

【課題】

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、 しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そ のことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

家庭内における暴力や虐待といった人権侵害に当たる事案が増加しています。

【取組の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、児童相談所等の専門性を生かし、学校や市町村、民生児童委員等福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

家庭の養育力の向上に向け児童相談所を中心として、民生・児童委員、母子自立 支援員などの相談によるネットワークの推進に努めます。

(5) 企業・職場

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動 等を通じ、府民生活に深くかかわるとともに、地域や社会の構成員として人権の尊 重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することや、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、 企業や各職場内における学習しやすい環境づくりの促進が期待されます。

【課題】

企業の社会的責任を踏まえた企業倫理の確立に大きな役割を果たす人材の育成 が必要です。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展 につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

採用面接時に不適切な質問を行う事例が依然として発生するなどしており、応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を推進していくことが必要です。

【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めます。

京都府においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用の推進等の啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

(1) 教職員·社会教育関係職員

学校教育の担い手である教職員、社会教育の担い手である社会教育関係職員は、子どもを始めすべての人々の人権を保障し、意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員等自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

教員の大量退職・大量採用のもとで、半世紀に及ぶ同和教育・人権教育の成果と 手法への評価を踏まえて、これを継承・発展させるため、とりわけ初任者教職員や 初任期にある教職員に対する研修機会の提供と研修内容を充実させるとともに、今 日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修を推進していきま す。

社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的 に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなど が指摘されていることを踏まえ、取組を推進する必要があります。

社会状況の変化とともに人権問題が急速に多様化・複雑化・専門化し、教職員・社会教育関係職員が迅速・的確に対応できるよう、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

(教職員の資質向上)

状況変化を踏まえた教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。

学校が人権問題の実態に適切に対応するため、各種の専門的な力量を持った人材や福祉関係等の有資格者、学校外の機関などの適切な支援を受けて人権教育に取り組みます。

子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、解決すべき問題やその解消に必要なポイントに敏感に気づく人権感覚や実践的な指導力を持った人材を養成する資料を作成したり、ネットワークを構築していきます。

いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶に向けた取組を徹底します。 また、教職員が子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援することができるよう 教育相談に関する研修の充実にも努めます。

教職員自身が主体的に研修に取り組むためのハンドブック等の作成・配布・活用に努めます。また、実地的な体験を通じて認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

人権教育指導資料や指導事例集等を各学校に配布し人権教育・啓発の推進を図ります。

大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成します。また、大学等の教職養成課程における人権教育の充実に寄与します。

(社会教育関係職員の資質向上)

社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

上記人権教育指導資料と併せて活用事例集等手引きを作成し、有効な活用を促進 しています。

私立学校や大学における教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請を行うとともに、私立学校教職員を対象とした人権研修や府立の大学教職員に対する人権研修を行います。

(2) 医療関係者

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセントの徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識の下、患者本位の医療を提供することが求められています。

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療 関係団体において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

【取組の方向】

医療従事者を育成する学校や養成所や、医師会等の医療関係団体における人権教育・啓発について指導・要請に努めるほか、京都府が実施する研修への参加も促していきます。

京都府医療安全支援センターにおいて医療に関する患者や家族の苦情等に対応するための相談窓口を設置しており、医療機関に必要な指導を行う等、人権啓発の充実を図っていきます。

(3) 保健福祉関係者

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の浸透に向けた研修を行っています。

保健福祉関係職員を育成する学校や養成所、研修機関において、人権尊重に関する意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められています。

【取組の方向】

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修 の充実について指導・要請に努めます。

(4) 消防職員

市町村消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めており、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められます。そのため、職員に対する人権意識の高揚に向けた教育の一層の充実が必要です。

【取組の方向】

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して消防業務を 行えるよう、市町村における人権研修の実施を支援するとともに、府立消防学校の 課程で人権に関する講義を行っていきます。

(5) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する 責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての 警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要です。

警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理教養の推進、 適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の 人権への配意に重点をおいた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実」が強 く求められています。

【取組の方向】

人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行うため、職場や警察学校における職務倫理教養を始めとした各種教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に努めます。

(6) 公務員

公務員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関する様々な課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

京都府職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施します。

【取組の方向】

京都府職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組みます。

府内市町村の職員に対しても、地域における様々な人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、積極的に各種情報の提供を行い職員の人権意識の向上を支援します。

(7) マスメディア関係者

マスメディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ (2015年(平成27年)~2019年(平成33年)) において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされています。

【取組の方向】

京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、マスメディア関係者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、人権教育・ 啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、 指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継 続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努めます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、様々な立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、 身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメ ディアを積極的に活用していきます。

また、憲法週間(5月1~7日)、人権強調月間(8月)及び人権週間(12月4~10日)に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソングの活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に 参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ、各種の体験研修など) を積極的に取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫 します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている (公財)世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に努めます。

今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外の様々な取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(公財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請していきます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、住民が人権問題に直面した際に、 市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要である とともに、相談を通じて、実際に発生している人権問題の状況を把握し、その状況 に応じた人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京都府としても、各市町村の区域を越える問題などの発生時において、住民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権にかかわる様々な相談機関等によるネットワークをさらに強化するとともに、法務局等の国の機関、人権擁護委員や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、人権救済機関である国の京都地方法務局と連携し、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、地域別の相談機関一覧を掲載したリーフレットをはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどの様々なメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 京都府における推進体制

京都府における全庁的な組織として京都府人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、民間団体との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、 この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、 市町村と連携した効果的な啓発活動の実施に努めます。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

2 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、外部の有識者により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において、評価・検証を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

これまでの主な取組等

【同和対策事業】

年	西暦	主な動き
昭27	1952	「同和教育基本方針(試案)」策定(府)
昭38	1963	「同和教育の基本方針」策定(府)
昭40	1965	同和対策審議会答申 (国)
		・ 同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、
		その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就
П77 л л	1000	職と教育の機会均等を保障することを求めた。
哨44	1969	同和対策事業特別措置法施行(~昭57)(国)
		・ 京都府では法が失効するまでの33年間、特別法による対策事業を実施
昭56	1981	地域改善対策特別措置法施行(~昭62)(国)
昭62	1987	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行
		(~平14) (国)
平8	1996	地域改善対策協議会の意見具申(国)
		<同和問題に関する基本認識>
		・ 同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依
		然として我が国における重要な課題
		・ 昭和40年の同和対策審議会答申の精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもと
		より、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。
		・ 同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわ
 , ,		るあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。
平14	2002	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律失効(国)
		・ 生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了。様々な面で存在していた較差が大きく改善
		されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成
		・ 特別法による対策事業から、現行制度の的確な運用による対応へ

【女性】

年	西歴	主な動き
昭52	1977	「国内行動計画」策定(国)
昭60	1985	女性差別撤廃条約批准(国)
昭61	1986	男女雇用機会均等法施行(国)
平元	1989	「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画(KYOのあぼの
		プラン)」策定(府)
		女性政策課設置(府)
平7	1995	第4回世界女性会議において「北京宣言」が採択(世)
		・ 同宣言において「女性の権利は人権である」と謳われる。
平8	1996	「京都府女性総合センター」開設(府)
平11	1999	男女共同参画社会基本法施行(国)
平12	2000	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」制定(国)
平13	2001	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」制定(国)

		「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定(府)
平16	2004	「京都府男女共同参画推進条例」施行(府)
平17	2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定(国)
平18	2007	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定
		(府)
平19	2007	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定(府)
		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定(国)
平21	2009	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画」
		改定(府)
平22	2010	京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行
		動計画」策定(府)
		「第3次男女共同参画基本計画」策定(国)
平23	2011	「KYOのあけぼのプラン(第3次)」策定(府)
平25	2013	京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行
		動計画(第2次)」策定(府)
平26	2014	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3
		次)」策定(府)

【子ども・青少年】

年	西暦	主な動き
昭26	1951	「児童憲章」発表(国)
平3	1991	「京都府青少年プラン」策定(府)
平6	1994	子どもの権利条約批准(国)
平8	1996	「京都府子育て支援計画〜きょうと未来っ子21プラン」策定(〜平17)(府)
		・ 子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会を目指して施策を推進
平11	1999	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」
		制定(国)
平13	2001	「京都府子育て支援計画後期実施計画」策定(~平17) (府)
		・ 少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の課題を踏まえ、子育て力の向上や児童
		虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図るため、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネット
		ワークや放課後児童クラブの設置など14施策に数値目標を設定
		「新京都府青少年プラン」策定(~平22) (府)
平23	2011	・「青少年すこやか育成プラン」策定(府)
		・「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」制定(府)
		※法の改正を踏まえ、平成27年に条例廃止
平25	2013	「いじめ防止対策推進法」制定(国)
平26	2014	子どもの貧困対策法(国)制定
		法改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童
		の保護等に関する法律」制定(国)
		「京都府いじめ防止基本方針」策定(府)
平27	2015	「京都府子どもの貧困対策推進計画」策定(府)

【高齢者】

年	西曆	主な動き
平7	1995	• 高齢社会対策基本法施行(国)
		・「京都府福祉のまちづくり条例」施行(府)
平12	2000	介護保険制度開始(国)
		第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画
		ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定(府)
平15	2003	「第3次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策
		定(府)
平18	2006	• 高齢者虐待防止法施行(国)
		「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定(府)
平21	2009	「第5次京都府高齢者健康福祉計画」策定(府)
平24	2012	「第6次京都府高齢者健康福祉計画」策定(府)
平25	2013	改正高年齢者雇用安定法施行(国)
平27	2015	「第7次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕」策定
		(府)

【障害のある人】

/ -	ना ने किस्से	ン 小手(ナ
年	西暦	主な動き
昭56	1981	「国際障害者年」(世)
昭57	1982	「京都府国際障害者年長期事業計画」策定(府)
昭62	1987	障害者雇用促進法施行(国)
昭57	1982	「京都府国際障害者年長期事業計画」策定(府)
平5	1993	「障害者対策に関する新長期計画」策定(国)
		障害者基本法施行(国)
平7	1995	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行(国)
		「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)策定(国)
		「京都府福祉のまちづくり条例」施行(府)
		「京都府障害者基本計画・ひとりだち~京都から~21プラン」策定(府)
平12	2000	「京都府障害者基本計画後期実施計画」策定 (府)
		・ 今後なお重点的に実施すべき課題に対応するため、基本計画を見直し
平14	2002	・身体障害者補助犬法施行(国)
平16	2004	・改正障害者基本法施行(国)
平14	2002	• 身体障害者補助犬法施行(国)
		• 改正障害者基本法施行(国)
平17	2005	• 発達障害者支援法施行(国)
		・「京都府障害者基本計画・キラリ☆21ーそれぞれの明日・京都から」策定(府)
平18	2006	・「障害者権利条約」採択(世)※2008年に発効
		・障害者自立支援法施行(国)
平19	2007	「障害者権利条約」に署名(国)
平23	2011	改正障害者基本法施行(国)

平24	2012	障害者虐待防止法施行(国)
平25	2013	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行(国)
		・改正「障害者雇用促進法」施行
		・「第3次障害者基本計画」策定(国)
平26	2014	「障害者権利条約」批准(国)
平27	2015	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会
		づくり条例」施行(府)
		「第3期京都府障害者基本計画」策定(府)
平28	2016	障害者差別解消法施行(国)

【外国人】

年	西暦	主な動き
平7	1995	「京都府国際化プラン」策定(府)
平21	2009	「明日の国際交流推進プラン」策定(府)
平23	2011	「明日の国際交流推進プラン」改定策定(府)

【感染症・ハンセン病患者等】

年	西暦	主な動き
昭28	1953	らい予防法制定
		・ 施設入所を強制する隔離政策が実施
平8	1996	らい予防法廃止
平13	2001	「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離
		政策について、国の責任を認める司法判断
		ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行
平21	2009	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)施行

【犯罪被害者とその家族】

年	西暦	主な動き
昭56	1981	犯罪被害者等給付金支給法施行 (国)
平8	1996	警察庁において「犯罪被害者対策要綱」策定(国)
		「京都府警察被害者対策要綱」策定(府)
平10	1998	京都犯罪被害者支援センター設立(民間)
平16	2004	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例施行(府)
平17	2005	犯罪被害者等基本法施行(国)
		犯罪被害者基本計画閣議決定(国)
		京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定(府)
		京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン策定(府)
平20	2008	京都府犯罪被害者サポートチーム運用開始(府)
		※ サポートチーム専用電話設置、犯罪被害者支援コーディネーターを配置
平22	2010	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画及び同アクションプラン

		改定(府)
平23	2011	第二次犯罪被害者等基本計画閣議決定(国)
		被害者支援総合プラン「京の絆」策定(府)
平26	2014	全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行(府)
		※ 全市町村に犯罪被害者等支援に特化した条例が施行されたのは全国で3番目であり、全
		市町村の条例に見舞金等の経済的支援が盛り込まれているのは京都のみ。
		京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画改定(府)
		京都府犯罪防御アクションプランの策定(府)

【インターネット社会における人権の尊重】

年	西暦	主な動き
平14	2002	プロバイダ責任制限法施行(国)
平25	2013	京都府・市町村インターネット研究会設置(府)
平27	2015	京都府青少年ネットトラブル相談窓口「相談してねっと」開設(府)

【個人情報の保護】

年	西暦	主な動き
平8	1996	「京都府個人情報保護条例」制定(府)
		・ 府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを規定
平15	2003	個人情報の保護に関する法律(一部)施行(国)
平16	2004	「京都府個人情報保護条例」改正(府)
		・ 職員に対する罰則などを盛り込み、一層の取扱の適正化を図るため改正
平17	2005	個人情報の保護に関する法律(全面)施行(国)
		・ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定

【自殺を防ぐことのできる社会づくり】

年	西暦	主な動き
平18	2006	自殺対策基本法施行(国)
平21	2009	「京都府自殺ストップセンター」開設(府)
平25	2013	京都府相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」設置(府)
平27	2015	京都府自殺対策に関する条例施行(府)

【ホームレス】

年	西暦	主な動き
平14	2002	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行(国)
平16	2004	「京都府ホームレスの自立の支援等実施計画」策定(府)
平24	2012	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法延長(国)
平27	2015	生活困窮者自立支援法施行(国)

【性的少数者】

年	西暦	主な動き
平16	2004	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律施行(国)
		・ ※性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合の、戸籍上の性別の変更が可能となった。

【北朝鮮当局による拉致問題】

年	西暦	主な動き
平18	2006	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」成立
		(国)
平23	2011	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定(変更)(国)
		・「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目を新たに追加